令和８年度岡山市市民サービス窓口改革ＰＲ動画制作業務委託企画競争実施の公示

岡山市委託業務企画競争実施に関する要綱（平成２５年３月２２日制定）第７条第１項の規定により、次のとおり公示します。

令和８年４月１７日

岡山市長　大森　雅夫

１　目的

令和８年度岡山市市民サービス窓口改革ＰＲ動画制作業務を実施するに当たり、提案書の公募による企画競争を実施し、受託事業者を特定する。

２　業務の概要

（１）委　託　名　　令和８年度岡山市市民サービス窓口改革ＰＲ動画制作業務委託
（２）業 務 内 容　　別紙仕様書（案）参照のこと。
（３）委 託 期 間　　契約日から令和９年３月３１日まで
（４）提案上限額　　４，５００，０００円（消費税及び地方消費税を含む。）以内
（５）支 払 条 件　　完了後払い
（６）契 約 保 証　　契約保証金（契約金額の１０／１００以上の額）が必要
　本契約に係る契約保証の種類は、①契約保証金の納付、②銀行等の金融機関の保証、③履行保証保険による保証のいずれかとする。

３　参加資格

（１）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４及び岡山市契約規則（平成元年市規則第６３号。以下「契約規則」という。）第２条第１項に掲げる者でないこと。
（２）企画競争参加申請書（様式１号）の提出日から契約の相手方として決定されるまでの間、岡山市競争入札参加資格及び審査等に関する事項について（昭和６１年市告示第１２０号）に基づき、岡山市一般競争（指名競争）入札参加資格有資格者名簿（以下「有資格名簿」という。）に登載され、「役務」部門の業種「制作等」業種細区分「映画・ビデオ・マイクロフィルム・写真」あるいは、業務細区分「テレビ・ラジオ広告、番組」に登録されていること。
（３）企画競争参加申請書（様式１号）の提出日から契約の相手方として決定されるまでの間、岡山市指名停止基準に基づく、指名停止又は指名留保期間中でないこと。

４　日程及び期限

内容	日程・期限
仕様書（案）等の交付	令和８年４月１７日（金）～令和８年５月１９日（火）
仕様書（案）等に関する質問受付	令和８年５月１日（金）午後４時００分まで
仕様書（案）等に関する質問回答	令和８年５月８日（金）午後５時００分掲載予定
企画提案書等の提出	令和８年５月１１日（月）～令和８年５月１９日（火）午後４時００分まで（必着）
ヒアリングの実施	令和８年５月２５日（月）予定
審査結果の通知	令和８年５月２６日（火）予定

５　仕様書（案）等の交付方法

岡山市ホームページ（事業者情報＞入札・契約＞その他の入札情報＞企画競争・その他＞令和８年度）からダウンロードすること。

●ホームページアドレス

https://www.city.okayama.jp/jigyosha/category/5-3-13-1-18-0-0-0-0-0.html

６　仕様書（案）等に関する質問の受付及び回答

仕様書（案）等に関する質問を受け付ける。ただし、評価基準の配点等、審査に支障をきたす質問については受け付けない。

（１）受付方法

令和８年度岡山市市民サービス窓口改革ＰＲ動画制作業務委託に係る質問書（様式２号）に質問事項を記載し、電子メールにより岡山市 市民協働局 市民生活部 区政推進課（以下「区政推進課」という。）へ送信後、電話により到着確認をすること。

●電子メール：kuseisuishin@city.okayama.jp　　●電話：086-803-1033

（２）回答方法

岡山市ホームページ（事業者情報＞入札・契約＞その他の入札情報＞企画競争・その他＞令和８年度）へ掲載する。

●ホームページアドレス

https://www.city.okayama.jp/jigyosha/category/5-3-13-1-18-0-0-0-0-0.html

７　企画提案書等の提出

（１）提出方法

区政推進課へ持参し、提出すること。

提出日は岡山市の休日を定める条例（平成元年市条例第４４号）に規定する休日を除く。

また、各日の受付時間は午前８時３０分～正午及び午後１時～午後５時１５分とする。

ただし、締め切り日の５月１９日（火）については午後４時までとする。

（２）提出書類

①企画競争参加申請書（様式１号）

・岡山市に届け出た使用印を押印すること。

②企画提案書（様式は任意）

・用紙はＡ４版仕様とし、縦置き・横書き・左綴じ・両面印刷とすること。ただし表現の都合上、用紙及び記述の方法を一部変更することは差し支えないものとする。
・「商号又は名称」欄は、正本（１部）にのみ記載すること。
・提案内容には、商号又は名称、商号又は名称を類推できる表現は使用しないこと。
・評価基準（別紙１）について、提案内容を記載すること。
・企画提案書は、評価項目１項目あたり１ページに収めること。
・必要に応じて資料を添付し、添付する資料は評価項目１項目あたり３ページ以内とすること。
・ヒアリング時に説明しやすいよう、ページ番号をつけること。
・仕様書（案）に基づき、以下に掲げる項目に関して文章または図表等で提案すること。
（ア）動画のコンセプト
（イ）画面編成（絵コンテ。素材の静止画・動画の別を明記すること。）
（ウ）動画の展開方法
（エ）業務の実施体制及びスケジュール
（オ）類似業務 における 過去５年間の受託実績について、発注者、受託業務名称、受託期間、契約金額及び業務概要（５件まで）
※発注者は官民を問わない

③見積書（様式は任意）
・消費税及び地方消費税を含む総額を記載すること。なお広告費の内訳が分かるように記載すること。

（３）提出部数

区分	提出書類	提出部数
正本	①企画競争参加申請書（様式１号） ②企画提案書 ③見積書	各１部
副本	②企画提案書	７部

（４）注意事項
①提出する提案書は、提案者ごとに１案とする。
②仕様書（案）等に関する質問回答を確認のうえ、提出すること。
③提出期限までに提出されなかった提案書等は、いかなる理由でも受理しない。
④提案書等の提出期限後の差し替え、再提出は認めない。
⑤企画競争参加申請書（様式１号）の提出後の辞退については、企画競争参加辞退届（様式３号）を令和８年５月１９日（火）午後４時００分までに区政推進課へ持参により提出すること。その後の参加辞退届は受け付けない。

８　特定方法等
（１）審査体制
令和８年度岡山市市民サービス窓口改革ＰＲ動画制作業務委託に係る企画競争審査委員会（以下「委員会」という。）で審査を行い、最適提案者及び次順位の提案者（次点）を

特定する。

（２）審査方法

①委員会は、提出書類及び提案者へのヒアリングにより、審査項目について審査を行う。

②委員会は、評価基準をもとに１００点満点で審査し、得点により最適な提案者及び次順位の提案者（次点）を特定する。

ただし、提案者ごとの評価得点（各委員の評価点数の平均点（小数点第３位を四捨五入））が、６０点未満の提案については特定しない。

③評価基準の評価項目について、１項目でも０点があれば最適な提案者として特定しない場合がある。

（３）ヒアリングの実施

①発表時間は１事業者につき１５分以内とし、その後委員会委員及び事務局による質疑応答を１０分程度行う。

②発表に用いる資料は、事前に提出された企画提案書に限る。（自社の持ち込みも含め、ヒアリング会場でのモニターやプロジェクターの使用はできない。）

③出席人数は３名以内とする。なお、本業務に配置予定の業務責任者は必ず出席すること。ただし、急病等でやむを得ず欠席する場合は、委員会当日に理由書（任意様式）を提出すること。

④詳細な日時、場所については後日通知する。

（４）評価基準

評価基準（別紙１）のとおり

（５）提案者の失格

契約の相手方として決定するまでに提案者が、次のいずれかに該当する場合には失格とする。

①「３　参加資格」を満たさなくなった場合

②提出書類に虚偽又は不備があった場合

③契約の履行が困難と認められるに至った場合

④提案者が個別に委員会の委員と接触を持つなど審査の公平性を害する行為があった場合

⑤提案者がヒアリングに出席しない場合

⑥制作額の見積額が提案上限額(税込４，５００，０００円)を超過している場合

⑦その他委員会で、本事業の遂行にふさわしくないと認められた場合

（６）特定結果の通知

最適な提案者に対しては提案書等を特定したことを書面で通知する。特定されなかった提案者へは提案書等を特定しなかったこと及び特定しなかった理由を書面で通知する。

９　契約手続等

最適な提案者は、企画競争を実施した結果、最適な者として特定しただけであり、契約を締結するまでは契約関係を生じない。

委員会で特定された最適な提案者と協議し企画・提案内容を反映した仕様書を調整の上、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３４条に定める随意契約の方法により契約を締結す

るものとする。

なお、最適な提案者と協議が整わない場合、又は最適な提案者が契約締結するまでの間に、失格条件に該当した場合、次順位の提案者（次点）と協議できるものとする。

１０　その他留意事項

（１）提案書等の作成及び提出に関する費用は、すべて提案者の負担とする。

（２）提出された提案書等は、事業受託者の審査以外には使用しない。

（３）特定しなかった提案書等は、原則として返却する。返却が不要な場合は、企画競争参加申請書にその旨を記載する（チェック欄あり）こと。

（４）提案書等に虚偽の記載を行った場合、当該提案書等を無効とするとともに、提案者に対しては指名停止を行うことがある。

（５）提案書等は、岡山市情報公開条例（平成１２年市条例第３３号）の規定に基づき開示請求されたときは、開示することにより当該法人又は当該事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、開示の対象となる。ただし、提案書等特定期間中は、同条例第５条第４号イの規定により、開示の対象としない。

（６）この企画競争の提案上限額は、この業務の契約締結に係る許容（予定）価格ではない。

（７）この企画競争において使用する言語は日本語とし、通貨及び単位は日本国通貨及び円とする。

（８）この企画競争に関する手続きその他の行為は、岡山市契約規則及び岡山市委託業務企画競争実施に関する要綱に定めるところによる。

【提出先・問い合わせ先】

岡山市 市民協働局 市民生活部 区政推進課（岡山市役所 本庁舎７階）担当：畑、金谷
〒700-8544 岡山市北区大供一丁目１番１号
電話番号：(086)803-1033
FAX 番号：(086)803-1875
電子メール：kuseisuishin@city.okayama.jp